

明治大学経営学部経営学科
2009年度卒業論文
「経済的理由による教育格差」

指導教員 小関隆志
学生番号 1710060378
論文執筆者 新井 歩

目次

序章	4
(1)問題の所在	
(2)本論文の課題	
(3)研究方法	
(4)論文構成	
第1章 現在の日本教育の実態	5
第1節 高額化する学費	
第2節 奨学金	
①現代日本における奨学金制度の現状	
②大学独自奨学金の充実	
第3節 学歴社会	
第2章 低所得家庭における教育機会	11
第1節 生活保護世帯	
第2節 生活保護を受ける母子世帯	
第3節 母子寡婦福祉資金	
①母子寡婦福祉資金とは	
②利用者の実態	
③問題点	
(1) 今後の母子家庭への支援	
第3章 政府による子ども・家族政策	17
第1節 現行の日本の政策	
①児童手当	
②教育費	
③政府の子育て支援	
④母子家庭支援	
⑤社会保障(公的医療保険や医療費扶助)	
⑥保育所	
第2節 日本政府が改善すべき点	
① 負担と給付のバランス	

②教育に対する直接的支援と間接的支援

第4章 教育機会・教育支援についての国際比較・・・・・・・・・・ 26

第1節 地域別に見た教育に対する概念

第2節 各国の比較

- ①イギリス
- ②スウェーデン
- ③ドイツ
- ④フランス
- ⑤フィンランド
- ⑥オーストラリア
- ⑦アメリカ
- ⑧中国
- ⑨韓国

第3節 国際的な教育政策の動向

終章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

第1節 子どもの教育機会の環境を振り返って

第2節 国の政策について

第3節 これからの政策に期待すること

*参考文献一覧

序章

(1)問題の所在

今、日本の子どもたちに「貧困」が広がっている。能力主義や成果主義という概念が浸透している日本社会では、ある程度の格差はあって然るべき、頑張った者が評価を受けることは当たり前という風潮になり、格差を容認してきた。しかし、この格差の容認が職業や収入の固定化につながり、これまで全国総中流社会と言われていた日本にも階層化をまねくことになった。昨年起きた世界同時金融危機により、近年問題となっていた非正規社員の劣悪な雇用待遇がより注目を浴びるようになった。しかし、注目されるべきは、職を失い貧困に悩む大人たちだけではない。家庭環境を選ぶことのできない子供たちまでもが、「教育の貧困」の波にのまれようとしているのである。

子どもに大きく影響するのは家庭環境である。そして、特に家庭の与える教育が子供の将来の選択肢を広げる。現在の日本教育の内容やサービスは諸外国にひけをとらないほど高度なものだ。しかし、質が高くなればなるほど対価もともなって上昇する。金銭的余裕のある家庭は、より高度な教育を求め子供に与えることができる。高学歴の高校や大学に入れるために塾へ通うのは当たり前、小学校受験をさせる家庭も増加している。同時に、基本的な教育費しかかけることのできない家庭、それさえも難しい低所得家庭があることも事実だ。生活保護世帯、ひとり親世帯、施設出身者などの境遇にある家庭は深刻な状態だ。子どもに教育費をかけたいが生活することで精一杯で、大学まで通わせることのできない家庭が大多数である。このように家庭の経済力によって、子供の教育環境には必然的に大きな差ができてしまう。子どもたちの意思とは関係なく、将来の選択肢が決まってしまうという現実があるのだ。

教育を受けたくても受けられない子供たちが生まれてしまう現代の社会。私たちはこの教育の貧困が存在する事実を受け止めなくてはいけない。そして、国は貧困の世代間連鎖をとめるべく、現場の声に耳を傾け、手を打つべきではないだろうか。

(2)本論文の課題

本論文において、高い対価のもとに提供される現代日本の教育を利用する人々、および利用することができない低所得家庭の実態を調べる。そして、家庭の経済的背景が子供たちの教育の貧困にどの程度影響を及ぼすのか検証していく。また、検証から得られた課題に対して、日本で取り組まれている政策を調べ、政府の政策が十分であることを明らかにしたい。その際、諸外国(フィンランド、フランス、スウェーデン、スイス、デンマーク、ノルウェー等)の政策背景、政策姿勢を比較対象にあげ、日本の政策の改善点を探る。

(3)研究方法

本論文の研究方法は、文献調査である。文献で得られた統計やデータ、先行研究を活用して本論文の課題について調べていきたい。

(4)論文構成

第1章では、高額化する日本の教育サービスの実態について述べる。第2章では、第1章で述べたサービスを、経済的な理由から受けることのできない家庭の実態について述べる。第3章では、第2章であげた家庭で起きている問題に対して政府が行っている政策とその成果について述べる。第4章では、欧州諸国をはじめ、教育政策に定評のある国で取り込まれている、子どもや教育に対する政策の内容を調べる。各国の政策背景や問題意識を日本と比較し、諸外国に学ぶべき点を明らかにする。

第1章 現在の日本教育の実態

(1)高額化する学費

現在、教育費の高額化が進んでいる。学校教育とは別に、塾へ通うことが当たり前になり、幼いころから私立の幼稚園、小学校に通わせる親も増加している。金銭的余裕があればいくらかでも質の高い教育を子どもに与えることができる社会だ。実際に1人の子どもが幼稚園から大学・大学院まで通う場合、どのくらいの費用がかかるのだろうか。日本の学費は国際的に見ても高いと言われているが、ここで1つの例を示したい。人それぞれの教育機関の選択により学費は異なる。わかりやすい例として、まず、幼稚園から大学・大学院まで全て国公立に通った子どもと、幼稚園から大学・大学院まで全て私立に通った子どもの学費を比べてみたい。全て国公立に通った学生の学費の合計は1345万円。私立文系の大学・大学院に通った学生で2063万円、私立理系の大学・大学院に通った学生で2179万円となる。また、大学・大学院などの高等教育を受けないと考えた場合、幼稚園から高校まで全て公立に通った学生の学費を示すと、853万円となる。大学・大学院まで全て国公立に通った学生の1345万円と比べると、500万円の違いがある。(A I U保険会社『現代子育て考 2005』)いかに、大学・大学院などの高等教育にお金がかかるのかということがわかる。

図 1-1[国公立間の授業料比較]

(単位：円)



(週刊ダイヤモンド「格差世襲」2008年8月30日号)

参考までに示しておく、幼稚園から高校まで全て私立の学校に通い、私立大学医歯薬系の大学に通うと考えると4424万円もかかるということがわかった。

なぜ、大学教育費は高騰してしまうのだろうか。それは、近年の少子高齢化による学生集めによる*1。大学間の生徒獲得競争が起こり、各大学は様々な方法で学生の興味を引き付けようと取り組んでいる。まず、質の高い授業を提供しようと給料の高い講師を雇うことを考える。そして、きれいなキャンパス、高い品質のIT設備などの充実は学生を呼ぶためには欠かせない点である。大学という教育機関が提供しているのは、授業だけではない。様々な情報・サービスの提供も含め、学生が身を置く教育環境に関連することには全て費用がかかっている。そして2004年以降、日本の国立大学の法人化が進み、授業料を自由に設定できるようになったことで、授業料が安価であると言われていた国立大学の授業料も徐々に増加していくものと見られる。

図 1-2 [国立大学納付金の変遷]

(単位：円)

(「国の予算」)

*1. 小林雅之「進学格差—深刻化する教育費負担」ちくま新書 2008

(2)奨学金

① 現代日本における奨学金制度の現状

日本における最大の貸与奨学金は日本学生支援機構のもので、2006年度、大学短大受給者の無利子・有利子合わせて75万人である。この数値は全学生の25%だ。1943年の大日本育英会以降、受給基準は家庭の経済状況によるニードベース*2と学業成績によるメリットベース*3の2つである。教育研究職に就く者に関しては返済免除もあった。無利子の場合は年間54万円～77万円、有利子は36万円～180万円となっている。他にも、大学の育英奨学事業を実施している団体は全部で1628団体、受給者は11万人である。事業主体としては、教育機関が29%、公益法人が32%、地方自治体24%、個人とその他で20%となっており、1人あたり約33万円となっている。

そして、学生を呼ぶために力を入れているのが、各学校独自の奨学金の設置である。現在、国公立は4割、私立は1割の国からの補助を受けているが、さらに良い学生を呼び、学校のレベルを上げるために自ら給付奨学金の充実に取り組んでいる。しかし、他国に比べ奨学金制度が充実していないため、日本の学生のローン利用が増加している。

図 1-3[国の教育ローン利用者の推移]

(単位：人)

(国民生活金融公庫)

図1-3を参照していただきたい。また、他国の教育費については第4章で詳しく述べる。学生数の8割を占める私大は、授業料が高く、奨学金が低いという状況にあり、近年奨学金の額は上昇傾向にあるものの、それともなって授業料も高くなっているため、あまり効果がみられていない。2004年に日本学生支援機構の奨学金返済免除制度が廃止されたことにより、授業料免除を除けば、学部生に公的な給付奨学金もなくなった。

*2.支給基準は低所得者

*3.支給基準は優秀な学業成績をもつ者

無利子の貸与奨学金*4 を借りることができない学生は年間 2 万 4000 人にのぼり、ますます学費の公的負担から私的負担へと移行している。

図 1-4[日本育英会奨学金 利用学生数の推移]

(単位：人)

(日本育英会 <http://www.jasso.go.jp/>)

② 大学独自奨学金の充実

現在の日本政府の財政では、これ以上の奨学金の予算額増加は見込めない。そこで新しい試みとして、大学独自の奨学金基金の創設である。海外の大学ではすでに始まっている。図 1-5 を参照していただきたい。アメリカの有力な私大ハーバード大学では、約 3 兆円、イエール大学では 2 兆 2000 億円、スタンフォード大学では 1 兆 6000 億円の基金を保有している。日本でも、大学の最高峰東京大学において、2007 年、130 億円基金を創設し、また年収 400 万以下の全ての学生に対する授業料免除を実施している。東京大学だからこそできるのではないかという議論もあったようだが、日本を代表する力のある大学だからこそ、自ら始めようということで行ったのである。他の大学でも資金調達の多資源化を始めている。このように、少しずつでも多くの学生が高等教育を受けられるような制度づくりに取り組むことで、日本全体の学生の水準上昇につながるのではないだろうか。

*4.無利子の奨学金を受けるためには、家計の収入と成績が関係するが、現在在学中の教育機関、これから入学予定の教育機関によって異なる。

図 1-5[大学独自奨学金]

(単位：兆円)

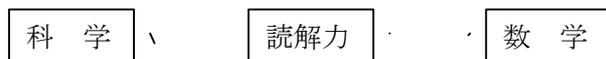
(「進学格差—深刻化する教育費負担」)

(3)学歴社会

このように日本の教育費の高騰化が進む中で、教育費は親が負担すべきという観念が一般的である。高所得者では 87%が教育費全額を負担する意思を持っている。低所得者でも 51%が支払う意志を持っているようだ。^{*5}なぜ、無理をしてでも親は教育費を工面しようとするのだろうか。それには、日本という国が学歴社会であることが関係している。

図 1-6 [父親の学歴と子どもの学力]

(単位：得点)



(出所：国立教育政策研究所 2007 PISA)

高学歴であればあるほど子どもの学力も高くなっている。質の良い教育を受けることができればレベルの高い学校に入学できる可能性が増える^{*6}。高学歴を手に入れることによって得られる職業の幅が広がる。高収入の仕事に就いたとすれば、子どもに十分な教育を受けさせることができる。この一連の流れが現在の日本教育では定着している。

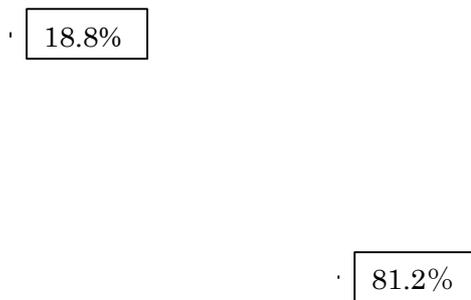
^{*5}. 小林雅之「進学格差—深刻化する教育費負担」ちくま新書 2008

*6. 阿部 彩「子どもの貧困」岩波書店 2009 P.4

9

図 1-7 「親の第一希望進路」

(単位：%)



(出所：小林雅之「親の子どもの進路に関する希望を規定する要因」2008 P.3)

大学進学、専門・短大進学、就職しながら進学など、進学希望が 81.2%と、子どもに教育を受けさせたいという親が多数存在している。しかし、学歴社会であることに加え、ローン利用、有利子奨学金率の増加、授業料の高額化と、学歴社会に対応していくために経済状況がますます関係するという状況に家庭や親はおかれている。

図 1-8[所得階層別進路]

(出典：学術創成科研「高校生調査」2005年11月、2006年3月)

東大の大学経営・政策センターが2005年、初めて全国規模の所得階層と進学率の関係について調査を行った*7。

図 1-8 を参照するとわかるように、国公立大学では男女ともに所得階層と進学率に差が無かったものの、私立大学では明確な差があらわれている。子どもに十分な教育を受けさせたいという家庭や親の負担を軽減し、全ての子どもたちが、経済的理由で教育内容を決められるのではなく、自らの判断で決めることができるような社会作りをしていかなければならない。

第 2 章 低所得家庭における教育機会

教育費が高騰する中で、高い教育費を払うなら、無理に教育を受けさせなくてもよいと考える家庭もあるだろう。しかし、金銭的な余裕さえあれば、子どもに十分な教育費をかけてあげたいと考える家庭もあるのではないだろうか。そこで、後者の家庭について基本的な生活の現状や教育機会について調べていきたい。

(1)生活保護世帯

生活保護制度の目的は、「生活に困窮している国民に、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ること*8」を目的としている。対象者は、自分の持つ資産や能力を活用しても生活に困窮してしまう人を対象としている。保護の内容は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介助扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助である。医療扶助と介助扶助は医療機関への委託による現物給付、それ以外は金銭給付を原則としている。東京都における標準世帯(33 歳、29 歳、4 歳)への給付額は、167,170 円、高齢者単身世帯(68 歳)へは 80,820 円、高齢者夫婦世帯(68 歳、65 歳)へは 121,940 円、母子世帯(30 歳、4 歳、2 歳)へは 157,800 円となっている。厚生労働大臣が定める最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に初めて保護の適用となる。最低生活費から収入を引いた差額が保護費として支給される。

*8.厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/seikatuhogo.html>

表 2-1[被保護率・被保護人員・保護率]

区分	平成 12 年度 (2000)	平成 13 年度 (2001)	平成 14 年度 (2002)	平成 15 年度 (2003)	平成 16 年度 (2004)	平成 17 年度 (2005)
被保護世帯	9,015,632	9,662,022	10,451,173	11,295,238	11,936,644	12,498,099
年度合計	751,303	805,169	870,931	941,270	998,887	1,041,508
1 か月平均						
被保護人員	12,866,887	13,777,056	14,912,681	16,131,921	17,080,661	17,710,054
年度合計	10,722,411	1,148,088	1,242,723	1,344,327	1,423,388	1,475,838
1 か月平均	8.4	9.0	9.8	10.5	11.1	11.6
保護率(人口千対)	126,926	127,291	127,435	127,619	127,687	127,768
総人口(千人)						

(出所：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」)

(2)生活保護を受ける母子世帯

ここで、1つの表を示したい。

表 2-2[子どもの属する家族構成と貧困率]

家族構成	構成比(%)	貧困率(%)
両親と子のみ世帯	63.2	11.0
3 世代世帯	28.5	11.0
母子世帯	4.1	66.0
父子世帯	0.6	19.0
高齢者世帯	0.1	—
その他の世帯	3.4	29.0

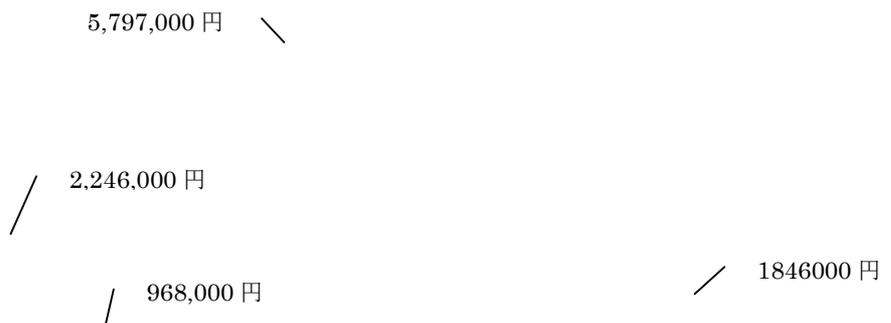
(「国民生活基礎調査」2004 年版より阿部推計)

母子家庭について注目してほしい。生活保護世帯における構成比のうち母子世帯の割合はその他の構成要素と比較すると低い。しかし、貧困率の高さは突出している。子育てをすすめる課程で様々な問題があると考えられる。

2005 年、生活保護制度に適用された母子世帯は約 9 万世帯になる。2003 年の母子世帯が 122.5 万世帯なので、母子世帯のうち約 7%が生活保護を受けていることになる*9。

したがって、生活保護を受けていない母子世帯は、自ら労働で稼いだお金と児童扶養手当のみで生活をしているのだ。では、その収入はいったいどのくらいになるのだろうか。厚生労働省の「国民生活基礎調査(2008)」によると、2006年における母子世帯の平均年間所得金額は211.9万円である。これは、児童のいる世帯の平均年間所得金額718万円と比較すると、3割にしかあたらぬのだ。教育費というものは、子どもが成長するにつれて膨らむ。それに合わせて家庭の収入が増加しなければ、高等教育に近づくにつれ、金銭的理由から教育を受けることを断念する子どもが現れる確率が高まることは必至という現状にある。

図 2-3[1世帯当たり平均所得金額及び世帯人員1人当たり平均所得金額](単位：円)



(出所：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎資料」平成16年)

子どもの頃の家庭の経済的環境は、多くの場合大人になっても継続してしまう。経済的理由から教育機会が限られる、そのためその先の就職機会も限られる。低所得の職業に就けば、子どもの頃と同じような低い生活水準の中で生活するという悪循環である。生活することに精いっぱいという状況になれば、より高いものを望む意志は弱まりがちである。実際に、大学進学希望に関するデータがあるのだが、所得1000万円以上の高所得層では、大学進学希望は77%、400万円以下の層では37%という結果になった。

経済的に不可能ということに加え、無理をしてでも高等教育を受けさせようとは思わな

いという心理的なものが働いていることも考えられる。金銭的負担を少しでも軽減し、子育てをする親の教育機会を子どもに与えるという意欲の低下を防ぐ対策を講じなければ、低所得家庭の子どもたちの教育機会を奪ってしまうことになる。

(3) 母子寡婦福祉資金

① 子寡婦福祉資金とは

母子家庭や寡婦の人が、経済的に自立した生活を送るための資金で、保証人が必要となる。償還期間は種類によって3年から20年と幅広く、利率は無利子か低利率で借りることができる。資金の種類は多様で、事業開始資金、事業継続資金、技能修得資金、就職支度資金、住宅資金、転卓資金、医療介護資金、生活資金、結婚資金、修学資金、就業支度金、特別児童良扶養資金がある。また、自治体によって多少内容が異なる。

②利用者の実態

実際にこの制度を利用している家庭はどのような状況にあるのだろうか。まず、利用者の借入内容である。高校等進学のための利用者は47.9%、大学等進学のための利用者は39.0%だ。次に借入金額だが、表2-3を参照してほしい。

表 2-4[利用者の借入総額] (単位：人、%)

	10万未満	30万未満	50万未満	100万未満	150万未満	200万未満	200万以上	無回答	合計
高校等利用者	4	18	23	29	12	4		4	94
大学等利用者	1	4	2	25	44	45	34	4	159

(出典：鳥山まどか、岩田美香「母子寡婦福祉資金(修学資金)貸付制度の現状と課題に関する調査報告」)

高校などの場合100万未満が多く、大学では全体的に貸付金額が高額となり、200万以上を借りる家庭が2割を超える。

表 2-5[母子以外の同居者] (単位：人)

	高校進学	大学等進学
祖母	1 (2.9%)	7 (6.9%)
祖父	0 (0.0%)	1 (1.0%)
祖父母	0 (0.0%)	2 (2.0%)
なし	33 (97.1%)	92 (90.2%)
合計	34 (100.0%)	102 (100.0%)

(出典：鳥山まどか、岩田美香「母子寡婦福祉資金(修学資金)貸付制度の現状と課題に関する調査報告」)

表 2-5 のように、申請者の多くは母子のみの家庭で、女性一人の月収で生活費と高等教育の費用を賄う厳しさがうかがえる。以下表 2-6 は申請者の月収を示している。

表 2-6 [母子寡婦福祉資金の申請者の月収] (単位：人)

	高校進学	大学等進学
0 円	0 (0.0%)	6 (5.9%)
1 円～10 万円未満	8 (23.5%)	11 (10.8%)
10 万～20 万円未満	18 (52.9%)	59 (57.8%)
20 万～30 万円未満	6 (17.6%)	22 (21.6%)
30 万円以上	2 (5.9%)	4 (3.9%)
合計	34 (100.0%)	102 (100.0%)

(出典：鳥山まどか、岩田美香「母子寡婦福祉資金(修学資金)貸付制度の現状と課題に関する調査報告」)

③ 問題点

母子家庭のような低所得家庭にとってこのような制度は大きな支えとなる。しかし、利用するにあたりいくつか問題点がある。まず、利用する以前に、この制度の存在があまり知られていないということである。この制度を知っていれば子どもを進学させることができたという家庭は多くいるだろう。次に、貸付金額が少なく、しかも利用目的が限られているということだ。金額に対して、高校等利用者では 55.3%、大学等利用者では 71.1%が、子どもを進学させるにあたり足りなかったと述べている*10。利用目的が入学金と授業料に限られていて、私立などではその他にかかる費用が多いため不便だといえる。その他にも、申し込みから貸付までの期間が長い、借りる際に必要な保証人を見つけることの大変さ、借りるまでは良かったが、その後根本的な収入の少なさにより返済苦になってしまうなどの問題もあげられる。

*10.鳥山まどか・岩田美香「母子寡婦福祉資金(修学資金)貸付制度の現状と課題に関する調査報告」 Journal of Education and Social Work No.11 2005 教育福祉研究 第11号 2005年 P.47

15

④ 今後の母子家庭への支援

確かにこの制度には問題がある。しかし、図 2-6 を参照してほしい。

図 2-6[修学資金を利用した感想]

(出典：鳥山まどか、岩田美香「母子寡婦福祉資金(修学資金)貸付制度の現状と課題に関する調査報告」)

返済が不安、連田保証人設定に抵抗があったなど、問題点における割合もやや高めだが、やはり、進学できてよかった、学校へ行くことができてよかったという家庭が大多数をしめている。また、表 2-7 を見てみると、教育を受ける機会を得ることができた分、高校卒業後に進学することができたり、大学卒業後に就職することができた生徒は非常に多い。

表 2-7[母子寡婦福祉資金を利用して学校を卒業した子どもの進路]

	就職した	進学した	その他	合計
高校等利用者	31 (39.2%)	40 (50.6%)	8 (10.1%)	79 (100.0%)
大学等利用者	111 (90.2%)	2 (1.6%)	10 (8.1%)	123 (100.0%)

(出典：鳥山まどか、岩田美香「母子寡婦福祉資金(修学資金)貸付制度の現状と課題に関する調査報告」)

る調査報告」)

今まで以上に教育機会を選択できる子どもたちを増加させるためにも、母子寡婦福祉資金のような制度の存在をより広めると同時に、より進化した制度を設ける必要があると考える。

第3章 政府による子ども・家族政策

日本の現状を受けて、日本政府としてどのようなことに取り組んでいるのだろうか。政策背景とともに各政策を見ていきたい。

子どもたちの問題を解決する政策はいくつかの種類に分けられる。家族政策、雇用政策、社会保障(公的医療制度や公的扶助等)、教育政策である。

(1) 現行の日本の政策

「子ども・家族に関する政府の支出」は児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当(障害児)、健康保険などの出産育児一時金、雇用保険からの育児休業給付、保育所などの就学前保険制度、児童養護施設などの児童福祉サービスである。まず、現在政府で行われている2009年の家族支援政策を示したい。

表 3-1[家族支援予算とその内容]

総額 1兆 6181 億円(前年度より 467 億円 約 3%増)

政策内容	支出元/金額
保育サービス等の子育てをさせる社会的基盤の整備など (新待機児童ゼロ作戦の推進)	
・待機児童解消に向けた保育所の受け入れ児童数の拡大	厚生労働省 3475 億円
・多様な保育サービスの提供	厚生労働省 551 億円 文部科学省 46 億円
・総合的な放課後児童対策の着実な推進	厚生労働省 235 億円 文部科学省 1.3 億円
(育児不安抱える家庭などすべての家庭への支援)	厚生労働省 2378.5 億円
(兄弟姉妹のいる家庭などへの支援)	
・幼稚園などの保護者負担の軽減	文部科学省 204 億円
・教育費負担の軽減	文部科学省 1341 億円
・住宅における支援	国土交通省
仕事と生活の調和の実現	
	各省庁より 630.3 億円

(児童生徒の社旗保障に関する理解を深めるための取り組み)

・児童生徒の社会保障に関する理解

文部科学省 2.3 億円

(出典 : <http://yamamototaku.jp>)

17

少子化対策を含め、子どもたちの教育機会を広げる政策、また、子どもたちに教育機会を与える家庭の基盤を守る政策が並んでいる。では、これらの政策が実際に日本の家庭にどのような影響を与えているのか、他国と比較しながらいくつかの点にしばって詳しく述べる。

①児童手当

1972年に児童手当が発足した。当時の内容は、第3子以降の18歳未満の児童に限定されていた。所得制限も低く設定されていたため、全体的に見ると少数派の多子貧困世帯を対象としていた。1988年、児童手当の給付対象が第3子以降から第2子以降へと幅が広がった。そして1994年、ついに第1子以降へと移行した。その際、18歳未満だった制限が3歳未満へと引き下げられた。2000年代に入り、子どもの数が減少していることが政治上の解決しなければいけない急務となった。その後、対象年齢は6歳未満、9歳未満、12歳未満と引き上げられ、所得制限も引き上げられ、より広範な家庭へ支給されるようになった。結果として、12歳未満の児童をもつ世帯の90%が児童手当を受給できるようになった。1999年の221万人から2006年には960万人へと受給者が増えた。

しかし、ここで受給額に注目したい。発足当時の受給額は月3000円であった。1975年には5000円へと引き上げられたがその後30年間の値上げはなかった。2007年に、第3子以降においては1万円となった。現在、義務教育を受ける年代の子育ての費用は、絶対に必要な経費だけでも年間200万円と推計されている。月5000円では決して十分とは言えない支給額なのではないだろうか。また、フランスの第2子以降の月1.8万や、イギリスの第1子以降の月1.7万円など国際的に比較をしても日本の支援が劣っているのは明らかである。日本の場合、高齢化率が他国よりも高いためしょうがないことだという議論もある。しかし、14歳以下の子供が人口に占める割合は、日本が13.6%、アメリカ20.7%、イギリス18.2%、ドイツ14.6%、フランス18.6%、スウェーデン17.7%である。この値を見ると日本が一番低く、最も危機感をもち、急速に対策をうたなければいけないはずなのである。

②教育費

教育費負担を軽減するためにおこなわれているもののうち大きなものは、独立行政法人日本学生支援機構が行っている奨学金である。日本学生支援機構調べによると2006年時点で、約35.8万人が奨学金を受けており、4.3万人が貸付制度を利用している。また、地方自治体や社会福祉協議会が行う、成績基準が適用される「母子寡婦福祉資金貸付制度」と低所得世帯や障害・失業世帯などの世帯を対象とする「生活福祉資金貸付制度」である。

小学校や中学校では自治体による就学援助制度がある。所得制限以下の世帯の子供の給食費や修学旅行費を出している。これは、全国平均 12.8%が援助を受けている*11。

*11. <http://www.riconavi.com/page227.html>

18

では、これらの教育費は、GDP 比から相対的に見てどの程度資金が注がれているのだろうか。日本における奨学金など学生やその家族の教育費の経済的負担を直接軽減する金銭的補助の対 GDP 比は 0.12%である。スウェーデンの 0.23%、フィンランドの 0.36%などの北欧諸国と比較すると非常に少ない。また、日本の公財政教育支出の対 GDP 比は全教育段階で 3.4%、初等中等教育で 2.6%、高等教育で 0.5%で、OECD 加盟国 28 カ国中最下位となっている。

表 3-1 [主要国における公財政教育支出の対 GDP 比]

	全教育段階	初等中等教育	高等教育
アメリカ	4.8%	3.5%	1.0%
イギリス	5.0%	3.8%	0.9%
フランス	5.6%	3.8%	1.1%
ドイツ	4.2%	2.8%	0.9%
カナダ	4.7%	3.2%	1.4%
イタリア	4.3%	3.3%	1.0%
ロシア	3.8%	1.9%	0.8%
日本	3.4%	2.6%	0.5%

(OECD 教育局 指標分析課長アンドレアス・シュライヒャー)

さらに、その教育費はどのように使用されているかというと、高等教育への公的支出は少なく、その少ない支出でさえも直接学生に渡るのではなく、約 8 割が教育機関への支出になっているのだ。また、日本における学生への金銭的補助のほとんどが給付ではなく貸与だ。次章で詳しく述べるが、北欧諸国の多くは、幼いころから大学などの高等教育までほぼ授業料は無償である。さらに在学中の生活費や教科書等も奨学金や貸与で補助をしている。他国との差は歴然である。

(3)母子家庭支援

母子世帯にはいくつかの経済的支えがある。離婚や未婚世帯の場合は、まず、母子生活支援施設、母子アパート、公営住宅への優先入居などの住宅を無料に、または低家賃で提供している。その他にも児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成金などの生活費の一部を助成する現行給付、母子寡婦福祉貸付金などの貸付金、保育所の優先入所やひとり家庭ホ

ームヘルプサービス等の就業支援があげられる。これらの支援は自治体によって内容や対象者が異なる。また、母子世帯の急増により、実際は入所数制限のため入所できなかったり、施設の老朽化で十分な支援を受けられていないという事実もあるようだ。

2002年に、母子政策の改革が行われた。このときの政府の目的とは、児童手当のように

19

受給期間が長期で恒常的な性格をもつ所得保障をできるだけ制限し、その代わりに職業訓練などを行うことによって母親自身の労働能力を上げることで自立させようということであった。児童手当の支給額に「テーパリング制」を導入し、支給額が所得によって少しずつ軽減される制度である。また、父親からの養育費を80%として盛りこみ、寡婦控除・寡婦特別加算を所得控除の対象からはずすなどした。その結果、受給者の中で全額支給されていた世帯は85%から60%台まで減少した。2007年には、月2万程度支給されていた母子加算が廃止されることとなった。2008年、児童扶養手当の支給期間を5年間とし、最大2分の1まで減額しようとする児童扶養手当の有期化は凍結中である。2009年、発足した鳩山政権のもとで母子加算が12月に復活することとなった*12。

図 3-3 [教育関連の公的支出(対 GDP 比)]

(単位：%)



(OECD(2008)Education at A Glance 2008)

(4) 社会保障(公的医療保険や医療費扶助)

日本の社会保障制度の1つの特徴は、社会保険によって賄われる部分と、税金による部分とが混在していることである。そして、社会保険料、税金と両者とも国民から徴収されているものだ。社会保険料は、厚生年金や健康保険から成っており、所得ごとに定率で所

得から差し引かれる。国民年金は、低所得者に対する免除制度は存在するものの所得による定率で、国民健康保険の保険料は世帯割の定額部分と、所得割の定率部分で徴収されている。公的年金は、制度上では社会保険であるが、実際には一般財源からの繰り入れも多

*12. <http://www.dpi.or.jp/news/?num=16136>

20

いという。所得に応じて差し引かれる金額は異なるが、所得に掛けられる率は変わらない。所得が少なければ少ないほど、手元に残る金額は少ないため相対的に負担感は大きい。近年では、社会保障の財源の悪化により、次々と社会保障制度の国民の負担部分が増加している。貧困層と富裕層の経済状況が異なるということを認識し、負担部分をどのように分担するかを考えていかなければならない。表 3-4 は、人口を所得別に 3 つに分け、それぞれが総所得と総負担(直接税と社会保険料)をどのくらい分担しているのかを表したものである。割合を比べると、日本の場合、所得は少ないのに負担は大きいということがわかる。

表 3-4 【労働人口の所得 5 分位階級別分布】

(単位：%)

	フランス	ドイツ	日 本	スウェーデン	イギリス
所得のシェア					
低位 20%	9.1	8.4	6.7	9.8	7.7
中位 60%	54.2	55.4	55.7	56.2	52.9
高位 20%	36.7	36.1	37.5	34.1	39.4
直接税・社会保険料のシェア					
低位 20%	7.0	3.3	7.9	6.1	2.5
中位 60%	37.6	52.1	52.8	52.8	48.1
高位 20%	55.3	44.6	39.3	41.2	49.5

(「子どもの貧困」)

⑤ 保育所

保育所には認可保育所と無認可の保育所がある。認可保育所とは、国の法律や通知によって定められた基準を満たして運営している保育所のことである。所得に応じて減免措置がある。公立も私立も料金は一律である。仕事をもつ親にとり、仕事をしている間子どもを預かってもらえる保育所は大変強い味方である。働く女性の増加、近年の不況により共働きの家庭が増加しているため、待機児童の問題の解決が急務となっている。政府は少子化対策として保育所の拡充に取り組んできた。1994年、エンゼルプランとして保育所の量的拡充と延長保育を含む様々な保育サービスの拡充が図られた。1999年には「新エンゼル

プラン」*12として待機児童数の減少を目指す政策がとられた。しかし、2000年、三位一体改革として、国の補助を受けていた認可保育所を自治体の一般財源によって賄うことになった。公立の認可保育所の保育士は平均年齢が高いため人件費がかかる。自治体におけ

*13. http://www1.mhlw.go.jp/topics/syousika/tp0816-3_18.html

21

る保育所が増加したことによって、多くの自治体が保育費を削減するために民営化を進め始めた。そのため、人件費のかからない人材を雇うことで質が低下したり、十分なサービスを提供しづらくなってしまった。そこで、各自治体では、生活保護やひとり親世帯などの低所得家庭の子どもを優先的に受け入れたり、様々な独自の条件を設けることで、保育料を助成するなどの工夫をしている。しかし、保育所の数は増えているものの、待機児童が減らないという現状はなぜ改善しないのだろうか。

図 3-5[保育所定員と保育所利用児童数]

(出典：厚生労働省)

図 3-5 を参照すると、定員には達していません、余裕があるように映る。次に、待機児童数について、地域別に見ていきたい。

図 3-6[都市部とそれ以外の地域の待機児童数]

	待機児童数(人)	待機児童数(%)
7都府県・指定都市・中核市	15187人	77.7%
その他の道県	4363人	22.3%
全国計	19550人	100.0%

(出典：厚生労働省)

図 3-6 を見ると明らかだが、主要都市での待機児童数が約 80%を占めている。定員に空きがあるからといって、保育所数が足りているということではない。地域によって待機児童数が異なるため、地域の需要に合った対策を施行していかなければ一向に待機児童が減ることはない。国や自治体の保育所対策としてはまだ不十分だと言えるのではないだろうか。

22

(2)日本政府が改善すべき点

①負担と給付のバランス

ここで1つのデータを示したい。図 3-7 は先進国における再分配所得における貧困率と再分配後の貧困率の差が、政府によってどれだけ貧困を削減できたかということ示している。

図 3-7[子どもの貧困率]

(単位：%)

(OECD 2005)

日本だけ、再分配後の貧困率が悪化している。他国も、税方式(累進課税制度)か社会保険方式かの違いはあっても、公的年金や公的医療制度をもっている点、現世代から資金を集め高齢世代に給付するという構造はどの国でも同じである。では、なぜ日本だけが貧困を引き起こしてしまうのだろうか。それは、負担の配分である。他国では、子どものいる貧困世帯の負担が過度にならないよう、負担を少なくし、負担が多くてもそれ以上の給付が受け取れるような制度が整っているからである。

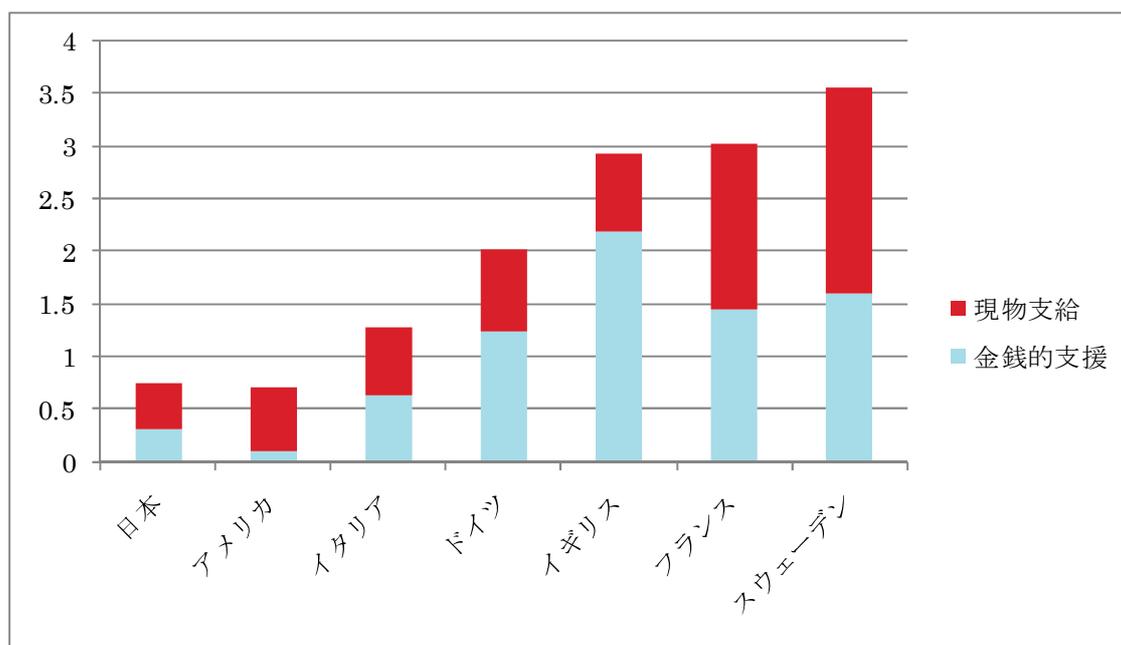
また、再分配で貧困率低下に効果をもたらした国での税制優遇措置にも注目すべきであ

る。これらの国では、貧困世帯や多子世帯など、優遇すべきターゲットをしっかりと絞り込んでいる。日本で多く採用されている「所得控除」は、所得が高く、税率が大きい人ほど便益が大きいという仕組みになってしまっている。低所得の国民が多くの負担を強いられるという結果を生み出してしまう逆機能を解消するためには、児童手当や保育所などの子ども対策と同時に、税制度、社会保障制度の負担と給付の在り方などを検討し、低所得者の負担が軽減されるべきだと考える。

②教育に対する直接的支援と間接的支援

日本の政策の中心は子育てをする親の環境改善である。2007年に「子どもと家族を応援する日本」を採択した。「若者や女性、高齢者の労働市場参加の実現、国民の希望する結婚や出産・子育ての実現＝仕事と家庭の両立を可能とする『日本』を目指す」という視点で戦略が立てられることになった。働く親の職場の制度改善、就労支援、保育所の待機児童・延長保育問題の解決などである。確かに解決すべき急務であり、多くの働く親から求められていることであると思う。しかし、それだけではなく子どもたちに直接影響を与える教育に関しても、より対策をたてるべきだと考える。北欧諸国では、家族関連や教育に対する公的支出が大変多い。以下のグラフを参照していただきたい。特に、現物給付の割合に注目である。

図 3-8 【各国の家族関係の給付の国民経済全体(GDP)に対する割合】 (単位：%)



(内閣府 「少子化社会白書平成 20 年度版」 2008)

図 3-8 にいう金銭的支援とは、家族手当、出産・育児休業給付、その他の現金給付であり、現物給付とは、保育・就学前教育、その他の現物給付のことである。全体的に支援の幅の広さ、大きさはヨーロッパ諸国に比べ日本とアメリカが引き離されている状況だ。さらに、子どもたちに直接影響を与える現物支給の割合も大変大きい。北欧諸国の教育水準の高さには定評があるが、教育の無償化、給付金の高さに加え、小中学校の教育・指導にも大変力を入れている。

24

たとえば、フィンランドでは、1クラス平均20人で、担任は2人と手厚い姿勢だ。また、学校の教師は公務員ではなく学校ごとに職員として採用されるため、人間性が適していると判断された人、経験が豊富で実力のある人だけが採用される仕組みになっている。小学校の時点で外国語の勉強が始まり、教師専門の語学学校の講師が担当する。また、「エラスムス制度」というものがあり、EU 圏内の大学であればどこでも授業料など特別な費用がかからずに留学できる。フィンランドでは海外留学が5人に1人というほどである。質の高い教育をどの生徒も平等に受けることができるのだ。また、子育て支援として、国費でベビー服やその他育児用品セットが提供され、返却は不要である*14。

オーストラリアでは、「リーディング・スクール・ファンド」という制度がある*15。様々な分野において、特色のある教育に取り組んでいる中等学校へ補助金を提供するプログラムだ。各中等学校は、補助金を得るため、他校との差別化をはかり、特色のある授業計画を申請する。その結果、補助金を得ることができた学校は、さらなる学校のレベルや質の向上を目指すために使用する。たとえば、専門知識や技能をもつ職員を450人追加補充するという例がある。学校の発展、国全体のレベルの向上につながる取り組みを国が支援している。

一方日本ではどうだろうか。義務教育は無償とされているが、実際に無償なのは授業料と教科書代のみ。給食費や修学旅行の積立など、学校生活を送る上で必要な費用がかかるのである。埼玉県学校事務職員制度研究会による「就学援助班」によると、埼玉県の公立小学校では最低でも6年間で42万円の給食費がかかるという。現在、給食費や修学旅行費が払えない家庭が増加中である。

つまり、家庭の経済的安定を実現する間接的支援と子どもに高く平等な教育を提供する直接的支援の両者が必要であり、どちらが欠けても子どもたちの教育機会を守ることはできないと考える。

金銭支給が子育てをする家庭に必要なことは確かだ。しかし、子どもの生活と、それに加えてできるかぎり同質の教育を受ける機会を子どもたちに提供するためには、決して十分ではないと考える。現金では、使用内容は家庭によるところが大きい。より確実に子どもたちの教育機会に影響を与えるような子ども・教育政策が必要である。子どもたち

が経済的理由で、社会人として自立するために必要な教育を受けたり知識を享受する場を奪われたり、将来に対する意欲や希望をなくしてしまうようなことは決して起こってはならないことである。そのためにも、格差を極力少なくすることに努め、貧困の世代間連鎖をとめるべきだと思う。そして、現在の生活現場の現状に沿った政策を打ち出してほしい。

*14. 堀内都喜子「フィンランド 豊かさのメソッド」集英社 2008

*15. 佐藤博志「オーストラリア教育改革に学ぶ」－学校変革プランの方法と実際－ 2007

第4章 教育機会・教育支援についての国際比較

日本における政策について詳しく見てきたが、このままでよいとは考えられない。しかし、具体的な方法はまだ確立していない。一刻も早く最善の策を考えだし取りかかるべきである。まずは、第3章でも述べたように、現場の状況を確実に、正確に把握することが第一優先である。そして、現在の日本と昔とでは状況が大きく違うのだということを認識し、既存の考え方に頼らない、新しい視点を取り入れるべきだと考える。そこで、諸外国では教育や子どもに対して、どのようなことに取り組んできたのか見ていきたい。日本で教育問題が取り上げられるようになり、欧州での教育水準の高さや提供している教育サービスの質の高さが注目を浴びている。それぞれの国の成り立ちや背景、国民性が異なるため、全て日本で取り入れることができないとは限らないが、これからの日本を変えてゆく政策を考えるために、異なる視点をもつということは重要なことなのではないだろうか。今回の論文で調査対象にあげる国は、アメリカ、イギリス、スウェーデン、ドイツ、フランス、フィンランド、オーストラリア、中国、韓国である。調査内容は高等教育とし、授業料と奨学金に注目して論じることとする。また、奨学金についてはニードベースに限定して言及する。

(1) 地域別に見た教育に対する概念

まず、各国を地域別に分け、おおまかな特徴をつかみたい。イギリスをのぞくヨーロッパ大陸のほとんどの国では教育費は公的負担である。公的負担に至った背景には、福祉国家的教育観と個人主義が関係しているようだ。ヨーロッパでは、教育費は国で賄うべきという考えが根強い。伝統的に高等教育はほとんど公的供給されており、授業料は無償である場合が多い。また、北欧諸国については、個人主義の色が非常に強い地域である。大学生の学費や生活費を親が負担しないのが一般的で、奨学金やローンも親の所得はいつさい関係がない。このように学費負担がないため、奨学金制度はあまり必要とされず発展してこなかった。一方、アジア諸国では、私的負担特に親負担が多い。教育費は家計で負担するものという家族主義的教育観があるためである。日本でも、教育費は親が負担すべきだ

という意見が大半を占めている。

(2)各国の比較

次に、それぞれの国における教育政策遂行の背景、政策実行後の変化について述べていく。

①イギリス

イギリスでは、所得階層による進学格差を是正し、教育の機会均等を実現することが常に政策上の課題だった。授業料にあたる金額を給付奨学金として支給し、実質的な授業料負

26

担はなかった。しかし、財政が逼迫するにつれて、留学生などから授業料徴収を開始した。さらに、半額給付奨学金、半額ローン制度と徐々に授業料徴収幅を広げ、ついに、1998年度入学者から授業料を徴収することになった。この時点で、給付奨学生は障害者などに限られ、原則的に廃止となった。授業料は、標準的な教育費負担の4分の1に相当し、親の所得によって差がある。また、ローンの受給者が増えている。2001年度で全体の81%、平均受給額は約72万となっている。これは所得制限や居住地により異なり、月々の返済額も、学生本人の年収によって異なり、一定の所得額以下では返還延期措置がとられている。2006年には、大学が自由に授業料を設定できるようになったため、イギリスの約9割の大学が法定最高授業料額に設定した。これにより、今までは約25万だった授業料が約63万にまで上昇した。高額化してしまった授業料をカバーするため、大学独自の給付奨学金を設定し、授業料と給付奨学金を組み合わせる形となった。

②スウェーデン

スウェーデンでは、教育機会の均等が最も重要な政策課題となっている。北欧の教育観である、福祉国家的教育観と個人主義という考えが徹底されており、大学は完全に無償で、ローン受給は本人の所得のみで判断される。教育費の内訳を見ると公的負担が88%、私的負担が12%となっている。スウェーデンの特徴は、総人口900万人に対してローン受給者が140万人となっており、ローンというものが当たり前の存在だ。また、スウェーデンの学生の4割は25歳以上の成人学生である。25歳以上で4年間の労働経験があれば大学へ入れるという二五／四システムがあり、多くは高校を卒業してすぐに大学へ進学せず、働いてから大学へ入学している人が多いのだ。つまり、ある程度の所得があり、独立している学生が多いということだ。約4分の1は子どもを持っているため、そのような学生には別の経済支援も用意されている。このように、高等教育への公的負担はGDP比で1.7%と高い。しかし、その分、この状態を保つために高い税の負担があることも事実である。

③ドイツ

国立大学は原則無償である。奨学金は、国立大学、または国公立と同等の高等教育機関

と認められた学校に対して存在し、連邦奨学金、州政府、地方自治体など様々な機関からの受給が可能である。受給基準は、国籍、親の収入、学業成績、年齢などが勘案される。支払い方法は半額支給や半額貸与で、返還が最長で20年と長期にわたるのが特徴といえる。平均受給額は52万円～65万円で、学生総数の約6分の1が受給している。ドイツにおいてもう1つの特徴は、国立大学の授業料が無償ということもあり、長期滞在が多く、平均卒業年齢は27歳である。ドイツでも、公財政の逼迫と高等教育の大衆化により奨学金の受給率は減少しており、一部の州で授業料徴収の動きが見られる。また、社会階層による進学率の格差が広がっていることが問題となっている。しかし、低廉な学寮や食堂など学生支

27

援制度が整備されているため、高等教育機会の均等化のための政策としては充実しているといえる。

④フランス

フランスの教育費の仕組みは、国立大学において、授業料の代わりに登録料を徴収している。2002年度で一般的な学位は約1万9千円、医学博士学位は約4万9千円である。その金額に健康保険料約2万5千円が徴収される。一部例外もあるが、ほとんどの国立大学はこの仕組みをとっている。奨学金は、ニードベースとメリットベースの2種類。ニードベースの一般給与小学生在主体である。ニードベースの内容は登録料や保険料が免除、通学距離、家族構成、世帯年収に応じて6段階の等級に分けられており、階級によって受給額が異なる。一番下の0級の場合は、登録料と保険料の免除のみになる。最高で約48万円の給付が受けられる。受給率は2割強で、平均受給額は34万円である。両方とも受給できない学生は制約付きのローンがあり、無利子で返済期間は10年とされている。ドイツ同様に、低廉な学寮や食堂などの学生生活支援設備が整っていて、住宅に対する補助もある。フランスにおいて、教育費の私的負担が低いことと進級が難しいため、大学生の長期滞りが問題としてあげられている。

⑤フィンランド

大学の授業料は無償だ。学年制がないため人によって卒業までにかかる年数はそれぞれである。17歳以上であれば全ての学生が政府から援助が受けられることになっている。受給額はそれぞれだが、月額平均500ユーロの援助が受けられる学生もいる。返済義務はなく、親の収入とも関係なく受けられる。受給できる期間は55ヶ月間という制限があり、本人に生活するだけの金銭力があれば減額される。給付奨学金だけでなく、学生ローンや援助システムが整っているため、フィンランドの学生は親に金銭面で頼っていないのである。また、フィンランドは学歴社会である。学歴社会とは、日本のように偏差値が高い学校を出た者が有利であるということではない。どの学部で、どのようなことを身につけてきたのかを見られる。職場では即戦力が求められ、就職活動では経験が何よりの糧となる。そ

のため、大学で自らが勉強してきたことを生かすため、フィンランドの大学の1つの特徴として、学生と企業の提携がある。学費は無償であるが、さらに研究を有効化するため研究を進めるには資金が必要だ。そこで、新しい発見を求める企業と就職や学ぶ機会を求める学生のニーズを両立させた提携が多く見られる。

フィンランドの失業率は6.4%であり、新卒採用も存在しない。リストラとも常に背中合わせである。常に自分を磨き、キャリアアップを考えて学んだり、経験を積まなければいけないのがフィンランドの社会である。

28

一見日本よりも厳しい社会のように映る。しかし、このような社会に生きる学生を支援する制度がこの国には整っているのである*16。

⑥オーストラリア

現在の各国の授業料や奨学金に影響を与えたのは、高等教育負担制度と呼ばれるオーストラリアの授業料政策である。高等教育進学時や在籍中の教育費負担をほぼゼロにすることも可能な制度である。各大学の専攻運営に対して、政府が支援をし、残額を学生が負担するというシステムである。学生の負担は専攻によって異なり、負担額は平均して全体の学費の26%となっている。負担した学費は在学中ではなく、卒業後に税制を通して支払うことができ、この「後払い制度」が諸外国の注目を集めた。この制度で特徴的な点は、多くの奨学金やローンとは違い、学生の家計所得や資産、借入金などに関係して変化しないことである。家庭の経済力に左右されずに教育費を調達することができる。現在は、より広範なローンを含む授業料ヘルプという学生支援システムへ拡大している。高等教育負担制度を引き継ぐ高等教育費負担返済ローンで、高等教育負担制度が適用されない私立学生のために作られたものだが、公立学生にも拡大して適用されている。オーストラリアでも、他国同様、私費負担の傾向が強まっているが、このような傾向に対する政策として、どの生徒も一律に授業料や補助金を上下させるのではなく、学生個人の将来の支払い能力や環境に応じて設定するという点に注目である*17。

⑦アメリカ

学生に対する援助が最も発達しているのはアメリカである。発達した背景として、アメリカの多様性と市場競争があげられる。アメリカの学生の4割は25歳以上、パートタイム学生も4分の1存在しており多様である。授業料についてだが、学生の7割が州立大学に通っており、州税で維持されているため、州以外から来る学生に関しては授業料の全額を徴収している。2004年度の公立4年制大学の州内学生の平均は55万円で、日本でいう専門学校のコミュニティカレッジは22万円、州外の場合は150万円を超えることもある。私立は大変高額で、平均200万円を超える。

しかし、授業料が高い分、奨学金制度が発達している。大学側も生徒を獲得しようと独自の奨学金を充実させようとしている。アメリカの私大では 90%の学生がいずれかの奨学金を受給している。2005 年度の奨学金受給総額は 16 兆円。

*16. 堀内都喜子「フィンランド 豊かさのメソッド」集英社 2008

*17. 伊藤りさ「オーストラリアにおける高等教育費用負担制度の最近の動向」2005 P.115、P.116、P.121

29

奨学金の種類は、連邦による支給で、ニードベースによるペル奨学金とキャンパスベースによるキャンパスワークスタディ*18 である。アメリカでは、奨学金だけでなくローンの種類も充実している。最大がスタッフオードローンである。政府が管理し、貸出し条件に所得は関係していない。

次にパーキンスローンである。政府の学資ローンで、大学が資金の半分を提供している。また、親が借り手になるプラスローンもある。貸し手側は政府だけでなく地方政府や民間の奨学金も充実しており、返済方法も様々である。

ここで、どの程度のアメリカの学生が奨学金を受給しているのだろうか。ここでアメリカのデータを示すにあたり注意しなければならないのは、アメリカの学生の多様性である。各国と比較するため、今回はフルタイム・フル学期生を対象とする。2004 年の「全米奨学金調査」によると、フルタイム学生の奨学金やローンの受給率は 76%、平均受給額は 106 万円。そのうち、給付奨学金受給者は 62%で平均 60 万円。ローン借入れは約半数で平均 66 万円。また、キャンパスワークスタディでは約 11%で約 21 万円を受給している。近年では、ローンの受給が増加しているようだ。

⑧中国

以前、中国の国公立は無償で、生活費を含む全ての教育費が公的負担だった。しかし、1983 年に委託養成学生制度*19、1985 年に私費学生募集など、授業料を徴収する制度が部分的に導入され始めた。1989 年からは一般生からも徴収が始まり、1997 年には全ての学生から徴収されることになった。この時期から、中国では授業料の高騰化が問題となり、国家教育委員会は各大学の設定する授業料を学生一人当たり教育費の 25%を超えないという制限を設けた。2001 年には、授業料が一人当たり GDP に占める割合が 66%であった。その後抑制が始まり、30%まで低下したが、現在、国立・州立では 3 万円から 9 万円で、中国の所得と比較すると高額だといえる。

このように授業料の高額化が問題になっているが、この問題をカバーする奨学金制度は他国に比べると立ち遅れているようだ。人民助學制度*20 が創設された当初は、全員を対象としていた。しかし、財政が逼迫したことにより廃止となり、2000 年には学資ローンを導

入した。金融機関によるローンで、平均 13 万円と低い額だが、利子の 50%を国が負担している。返済期間が短いため、このローンを利用している人はあまりいない。その後は優秀学生奨学金などのメリットベースに移行するようになっていった。2005 年に創設された国家助学金はニードベースで、約 55 万人を対象とし、一人当たり約 2 万 3 千円となっている。

*18.堤未果「ルポ 貧困大国アメリカ」岩波書店

*19.王傑「第 8 章 中国の授業料負担と学生支援—普通公立大学の場合—」P.176

*20.王傑「第 8 章 中国の授業料負担と学生支援—普通公立大学の場合—」P.191

30

この他に、卒業後、特定の仕事に就くことを条件に給付する定向奨学金、専攻奨学金、アメリカのキャンパスワークと類似している勤工学生助学奨学金、中央政府レベルの奨学金プログラムで授業料が免除されるグリーンチャンネルなどがある。また、省や民間による奨学金もある。ほぼ私的負担で、授業料が非常に高い大学が増加傾向で、高額であるにもかかわらず志願者は増え続けている。高等教育が急速に発展している中国では、急激な大卒者の増加により、大卒でも就職が決まらないという厳しい状況におかれている。

⑨韓国

世界最大の大学進学率は韓国である。1990 年代半ばから高等教育進学率が急激に拡大した。現在の進学率は 80%にものぼる。韓国でも中国同様、授業料の高騰化が問題となっている。ソウル国立大学では、2000 年の学費が 45 万円であったのが 2006 年には 75 万円。私立高麗大学では、2000 年の学費が 72 万円であったのが 2006 年には 111 万円と国私ともに大幅な増加が見られる。韓国では日本と同様に親負担が一般的である。そのため、韓国の法律では、大学の新生の一部について、低所得層を対象に授業料免除を行うことが決められているが、その他の奨学金制度が発達せず、学資ローンも少ない。2005 年度に改革が行われ、既存の教育人的資源部学資ローンから韓国住宅金融ローンに改組し、新しいローンシステムを構築した。教育人的資源部*21 が学資ローン事業を韓国住宅金融に委託した。韓国住宅金融ローンの特徴は、固定金利で、返済期間が最長 20 年と長い。また、政府保障のローンであるということが大きな特徴である。以前の教育人的資源部学資ローンの際は、保証人をたてなければならず、ローンを利用する家庭のほとんどは低所得なので親が保証人になることを嫌い、なかなか広まらなかった。しかし、改組されたローンは、保証人がいらず、金融機関の貸し渋りも起きにくいため、借り手の 53%が低所得層の家庭である。このローンシステムが低所得層の教育機会を拡大させたと評価された。

受験戦争を勝ち抜くため、幼いころから子どもには高い教育費をかけている。また、近年の不況による就職難のため、大学へ入学してからも資格試験のためにさらに高いお金をかけるという、就職活動戦争が激化しているのである。

各国とも、様々な歴史的経緯と国民性の中で教育や子どもに対して政策に取り組んでき

ている。政策が成功していると映る国もあれば、まだまだ改善の余地があるように映る国もある。しかし、成功しているからといって、一概にどの国にも同じ政策が通用するということではない。お互いに新しい視点に気付くことで、より自国に合った政策を生み出すことができると思う。世界や社会の流れに合わせて、日々政策を柔軟に変化させてゆくことが必要なのではないだろうか。

*21.韓国職業能力開発院が提供する情報の範囲や、検索システムの構築法案などに対して政策研究を施行する計画のこと。

(3)国際的な教育政策の動向

各国の教育政策と教育費について見てきたが、国際的に共通して言えるのは、高等教育の急激な大衆化と財政の逼迫により、公的負担から私的負担へと移行してきているということだ。長年、教育費無償をとってきたヨーロッパや中国でさえも、授業料徴収の流れが進行している。しかし、各国で起こっている近年の授業料高騰化により、より所得間格差が広がるのではという議論が起こっており、私的負担の範囲の線引きが政策課題となっている。

終章

(1)課題について

多くの人に平等な教育機会を提供しようとする各国の授業料無償化の取り組みにより、高等教育機会の大衆化が起こった。しかし、そのことが授業料の高騰化、授業料の私的負担傾向の原因となり、そして所得間格差、地域間格差を招くこととなってしまった。負担を軽減するための給付奨学金も徐々に縮小傾向にあり、反対に貸与奨学金(ローン)の割合が増加している。給付奨学金は誰でも受給できるというわけではないため、貸与奨学金にしか頼ることのできない低所得家庭の子どもの教育機会を奪ってしまうことになる。子どもの教育の機会がますます家庭の経済力に左右される社会へと移行していることがわかった。

(2)国の政策について

他国との比較をおこないながら調べてきたが、全体的に他国よりも成果が出ていない印象を受けた。様々な政策がおこなわれているが、実際にその政策が機能を果たしているかと考えると、十分だとは言えない。実際にデータにも表れている。日々社会は変化し、問題も多様だ。その時の変化に応じた政策展開が求められている。

(3)これからの政策に期待すること

政権も代わり、次々と新しい政策が打ち出されているが、これからの日本社会を作って

いくにあたり2つの提案がある。

まず1つ目は、社会を動かす政策を作り出す際に、現場の状況や問題・課題を知り、金銭的援助だけでなく直接的援助も期待したい。政策のもと、実際に日本社会に生活している人にしかわからない問題がある。全ての人に平等で、全ての人々が納得する政策を考え出すのは難しいことだ。一方を救済しようとするればもう一方が納得しない。国全体を向上させようとするれば、その裏で犠牲となる人も存在する。また、突然の政権交代で政策の方針が大きく変化したため、急激な変化に対応できない国民も多い。しかし、国民の支持を得るための政策ではなく、長期的な視点で見たときに有効だと考えられる政策を打ち出して

32

ほしい。子どもに対する金銭的な政策も打ち出されているが、直接子どもに影響を与えるのだろうか。確かに、子どもを抱える家庭にとっては金銭的支援が大きな助けとなり、金銭的支援が公平な手段だとも考えられる。しかし、子どもにその金銭が直接使われるとは限らないと考えた場合、金銭的援助だけでなく、現在日本で検討されている高校の授業料無償化教師陣の質の向上、給食費や行事費の無償化などの直接的援助も合わせて行えば、より子どもに影響を与えることができると考える。

また、第3章で述べたが、負担と給付のバランスの問題だ。現場の状況を分析し、負担の割合、給付はどの層にどの程度おこなうのかなどを再検討する必要があるのではないだろうか。

2つ目は、政府が行おうとしている政策の情報を正確に明らかにし、また与野党を通して政策について議論を尽くしてもらいたいということだ。国民の生活に政策が大きく関係している。新しい政権の発足で、無駄を省くための様々な議論が行われている。これは、大変重要なことであり、これからも、今までにおこなわれてこなかった1つ1つの取り組みに対して議論をしていただきたい。そして、取り組もうとしている政策内容や施行時期について、国民に対するわかりやすい情報開示を提案したい。

*参考文献

- ・阿部 彩「子どもの貧困—日本の不公平を考える」岩波新書 2009年
- ・伊藤りさ「オーストラリアにおける高等教育費用負担制度の最近の動向」
http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200511_658/065806.pdf#search
- ・王傑(お茶の水女子大学)「第8章 中国の授業料負担と学生支援—普通公立大学の場合—」
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/08090305/004/002.pdf#search
- ・荻谷剛彦 志水宏吉「学力の社会学」岩波書店 2004年 2005年
- ・厚生労働省 http://www1.mhlw.go.jp/topics/syousika/tp0816-3_18.html
- ・国税庁 <http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1170.htm>

- ・小林雅之「進学格差—深刻化する教育費負担」ちくま新書 2008 年
「親の子どもの進路に関する希望を規定する要因」2008 P.3
http://daikei.p.u-tokyo.ac.jp/index.php?plugin=attach&refer=Publications&openfile=crump_wp_no20.pdf#search
 - ・佐藤博志「オーストラリア教育改革に学ぶ—学校変革プランの方法と実際—」学文社 2007 年
 - ・週刊ダイヤモンド「貧困」2009 年 3 月 21 日号
 - ・週刊ダイヤモンド「格差世襲」2008 年 8 月 30 日号
- 33
- ・衆議院議員 山本拓 <http://yamamototaku.jp>
 - ・堤 未果「ルポ 貧困大国アメリカ」岩波書店
 - ・東亜日報
<http://japan.donga.com/srv/service.php3?bicode=020000&biid=2007120325678>
 - ・東洋経済「子ども格差」2008 年 5 月 12 日号
 - ・独立行政法人 日本学生支援機構 海外トピックス
http://www.jasso.go.jp/kouhou/magazine/abroad_060630.html
 - ・独立行政法人 日本学生支援機構 <http://www.jasso.go.jp/index.html>
 - ・鳥山まどか・岩田美香「母子寡婦福祉資金(修学資金)貸付制度の現状と課題に関する調査報告」Journal of Education and Social Work No.11 2005 教育福祉研究 第 11 号 2005 年
 - ・中神康博「教育の政治経済分析 日本・観光における学校選択と教育財政の課題」シーエービー出版 2007 年
 - ・日本私立大学協会附置 私学高等教育研究所
<http://www.shidaikyo.or.jp/riihe/result/pdf/sousyo5.pdf#search>
 - ・堀内都喜子「フィンランド 豊かさのメソッド」集英社 2008 年
 - ・民主党 <http://www.dpj.or.jp/news/?num=16136>
 - ・八木匡研究所 ISFJ 政策フォーラム発表論文「母子家庭の救済政策としての生活保護」
http://www.isfj.net/ronbun_backup/2007/1406.pdf#search
 - ・山野良一「子供の最貧国・日本」光文社
 - ・横田増生「フランスの子育てが、日本よりも 10 倍楽な理由」洋泉社
 - ・http://www.oecd-tokyo2.org/pdf/theme_pdf/education/20080909eag2008.pdf#search

